

<調査の概要>

1 調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、就業構造基本調査規則（昭和 57 年総理府令第 25 号）に基づき実施。

3 調査の期日

平成 24 年 10 月 1 日午前零時現在で実施。（昭和 31 年から 52 年までは 7 月 1 日現在、54 年からは 10 月 1 日現在で実施されている）

4 調査の対象

平成 22 年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約 3 万 2 千調査区、約 47 万世帯の 15 才以上の世帯員約 100 万人を対象とした。本県では 583 調査区、約 9 千世帯の 2 万人が対象となった。

5 調査の方法

調査員が調査対象世帯を訪問して調査票を配布し、15 才以上の各世帯員又は世帯主が調査票に記入する方法により行った。

ただし福島市、郡山市、いわき市内の調査世帯はインターネットによる回答も可能とした。